

東京都市計画公園第 4・4・3 号中野公園の変更について（中野区決定）

1 都市計画案の名称

東京都市計画公園第 4・4・3 号中野公園

2 都市計画案縦覧図書

別紙 1 計画書、総括図、計画図、都市計画の案の理由書

3 これまでの都市計画手続き

都市計画原案説明会	令和 8 年 2 月 2 7 日
知事協議回答	令和 8 年 6 月 1 日
都市計画案の公告・縦覧・意見書の提出	令和 8 年 6 月 5 日～令和 8 年 6 月 1 9 日

4 都市計画原案説明会の結果

（1）開催概要

会 場：新井区民活動センター

参加者数：1 0 名

（2）説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙 2 のとおり

5 知事協議の結果

意見なし

6 都市計画案に係る縦覧及び意見書の結果

窓口による閲覧者 0 名

意見書提出 1 件（意見の要旨及び区の見解：別紙 3）

7 今後の予定

令和 8 年 7 月以降 都市計画決定（告示）

整備に関するオープンハウス

令和 9 年 2 月頃 事業認可

令和 9 年度 整備工事

東京都市計画公園の変更（中野区決定）

東京都市計画公園に第４・４・３号中野公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
地区公園	第４・４・３号	中野公園	中野区新井三丁目地内	約７．２ha	防災樹林、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、防災機能・みどりの拠点等の機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するため、上記のとおり公園を変更する。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名				
地区公園	第４・４・３号	中野公園	新	中野区新井三丁目地内	約７．２ha	防災樹林、園路、広場、修景施設、 休養施設、運動施設、遊戯施設、 教養施設、便益施設、管理施設
			旧	中野区新井三丁目地内	約７．０ha	防災樹林、園路、広場、修景施設、 休養施設、運動施設、遊戯施設、 便益施設、管理施設

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項		
第４・４・３号 中 野 公 園	1 位置の変更	中野区新井三丁目地内 → 中野区新井三丁目地内	
	2 区域の変更	計画図表示のとおり	
	3 面積の変更	約７．０ha → 約７．２ha	

中野区用途地域・地区、日影規制
指定図及び東京都建築安全条例
第7条の3第1項に基づく
区域図
(令和7年3月31日現在)

C市街地・地区
平成10年6月24日 告示、国行
平成10年3月31日 一部改正告示、国行
平成21年3月31日 一部改正告示、国行
平成21年6月22日 一部改正告示、国行
平成23年6月10日 一部改正告示、国行
平成27年3月8日 一部改正告示、国行
平成27年12月17日 一部改正告示、国行
平成29年3月8日 一部改正告示、国行
平成29年3月8日 一部改正告示、国行
平成29年8月29日 一部改正告示、国行
平成30年3月7日 一部改正告示、国行
令和2年10月7日 一部改正告示、国行
令和4年6月17日 一部改正告示、国行
令和4年12月16日 一部改正告示、国行
令和5年4月26日 一部改正告示、国行

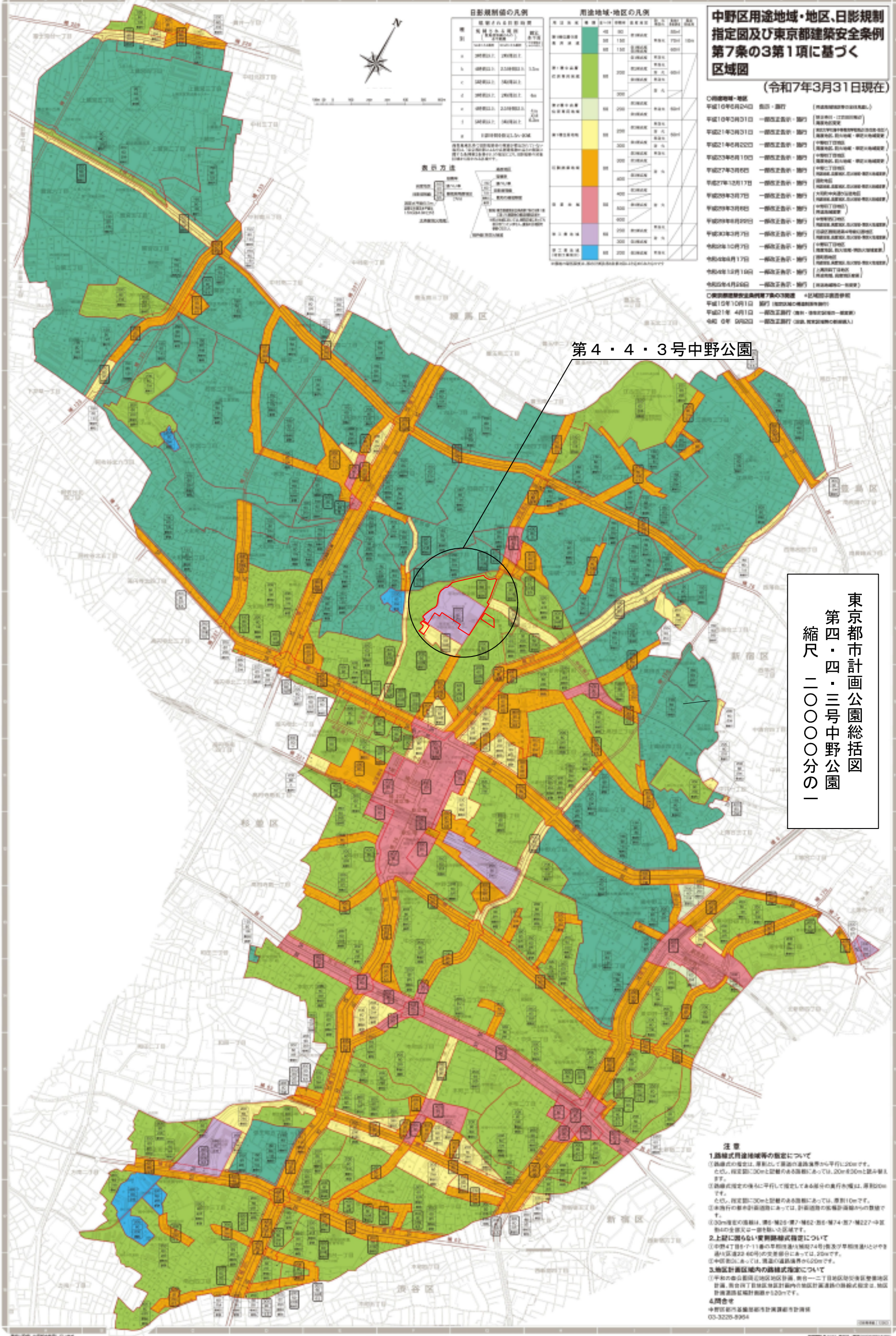
C市街地・地区
平成10年3月31日 告示、国行
平成21年6月22日 一部改正告示、国行
平成23年6月10日 一部改正告示、国行
平成27年3月8日 一部改正告示、国行
平成27年12月17日 一部改正告示、国行
平成29年3月8日 一部改正告示、国行
平成29年3月8日 一部改正告示、国行
平成29年8月29日 一部改正告示、国行
平成30年3月7日 一部改正告示、国行
令和2年10月7日 一部改正告示、国行
令和4年6月17日 一部改正告示、国行
令和4年12月16日 一部改正告示、国行
令和5年4月26日 一部改正告示、国行

日影規制値の凡例

用途地域・地区	日影規制値
第一種住居地域	30%
第二種住居地域	30%
第三種住居地域	30%
第四種住居地域	30%
第五種住居地域	30%
第六種住居地域	30%
第七種住居地域	30%
第八種住居地域	30%
第九種住居地域	30%
第十種住居地域	30%
第十一種住居地域	30%
第十二種住居地域	30%
第十三種住居地域	30%
第十四種住居地域	30%
第十五種住居地域	30%
第十六種住居地域	30%
第十七種住居地域	30%
第十八種住居地域	30%
第十九種住居地域	30%
第二十種住居地域	30%

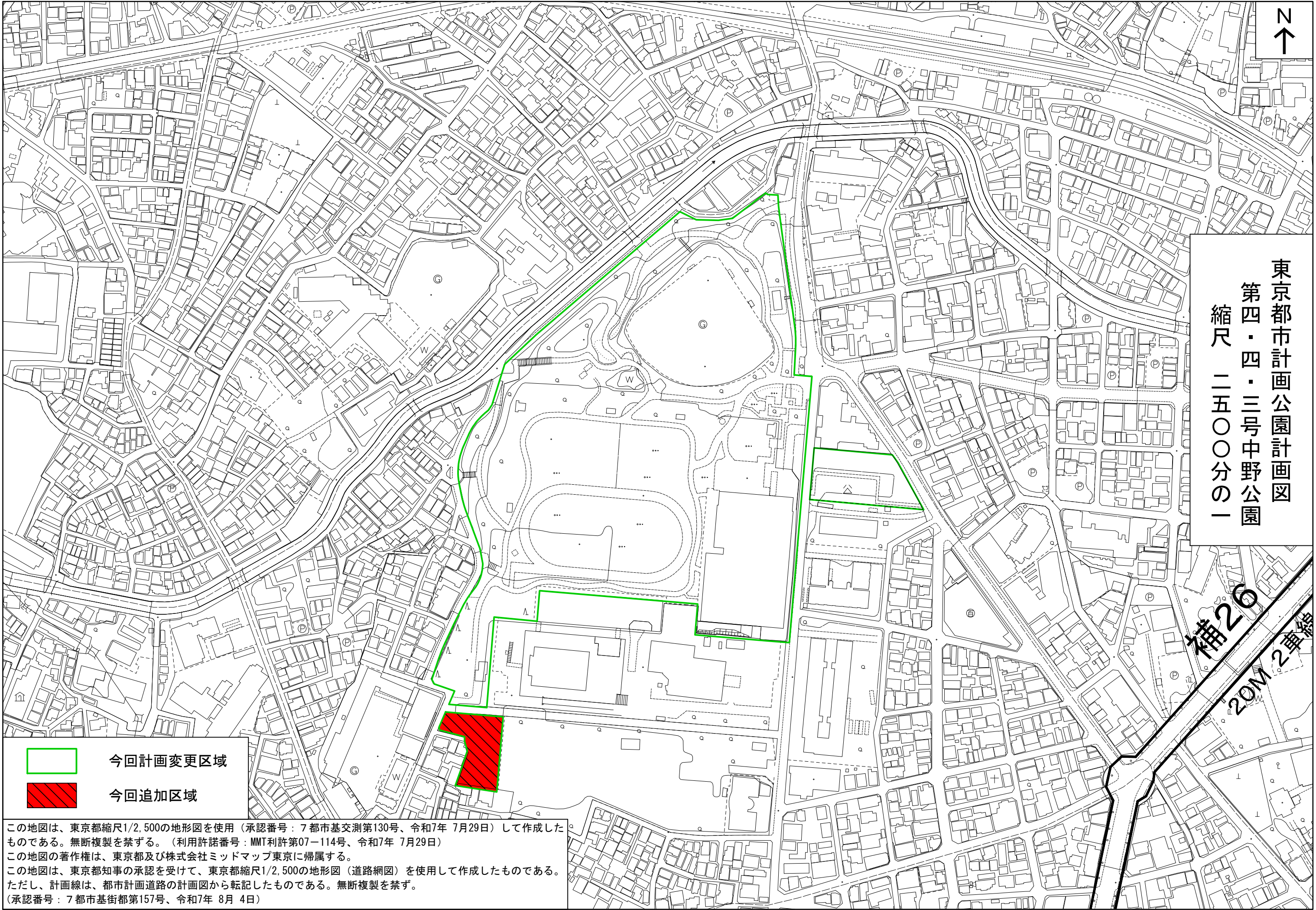
用途地域・地区の凡例

用途地域・地区	色
第一種住居地域	緑
第二種住居地域	黄緑
第三種住居地域	黄
第四種住居地域	オレンジ
第五種住居地域	赤
第六種住居地域	紫
第七種住居地域	青
第八種住居地域	水色
第九種住居地域	白
第十種住居地域	黒
第十一種住居地域	グレー
第十二種住居地域	ダークグレー
第十三種住居地域	ブラック
第十四種住居地域	ダークブルー
第十五種住居地域	ダークグリーン
第十六種住居地域	ダークブラウン
第十七種住居地域	ダークレッド
第十八種住居地域	ダークパープル
第十九種住居地域	ダークシアン
第二十種住居地域	ダークマゼンタ



東京都市計画公園総括図
第四・四・三号中野公園
縮尺 二〇〇〇〇分の一

注意
1. 路線式用途地域等の数値について
① 路線式の数値は、原則として道路の道路幅から平行して20mです。
ただし、規定幅30mと数値のある道路にあっては、20mを30mと読み替えます。
② 路線式指定の幅から平行して規定してある部分の表示は、原則20mです。
ただし、規定幅30mと数値のある道路にあっては、原則10mです。
③ 本図の表示は、原則として、道路の道路幅から平行して20mと数値のある道路にあっては、20mと読み替えます。
④ 30m規定の道路は、第一種住居地域・第二種住居地域・第三種住居地域・第四種住居地域・第五種住居地域・第六種住居地域・第七種住居地域・第八種住居地域・第九種住居地域・第十種住居地域・第十一種住居地域・第十二種住居地域・第十三種住居地域・第十四種住居地域・第十五種住居地域・第十六種住居地域・第十七種住居地域・第十八種住居地域・第十九種住居地域・第二十種住居地域に適用されます。
2. 上図に示さない実測路線式指定について
① 中野4丁目から11番の早期計画と昭和74年(昭和49年)第22号中野区4丁目から6番(昭和49年)の指定部分については、20mです。
② 中野区5丁目については、規定の道路幅が60mです。
3. 地区計画区域内の路線式指定について
① 平和の森公園地区地区計画、南台二丁目地区地区計画、中野区4丁目から6番(昭和49年)の指定部分については、規定の道路幅が60mです。
4. 問合せ
中野区都市計画課都市計画課
03-3226-9994

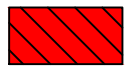


東京都市計画公園計画図
第四・四・三号中野公園
縮尺 二五〇〇分の一

補26
20M 2車線



今回計画変更区域



今回追加区域

この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図を使用（承認番号：7都市基交測第130号、令和7年 7月29日）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（利用許諾番号：MMT利許第07-114号、令和7年 7月29日）
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号：7都市基街都第157号、令和7年 8月 4日）

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園

2 理由

「中野区都市計画マスタープラン（令和4年6月改定）」においては、施策の体系「大規模敷地地区の保全・活用」の中で、広域避難場所への活用を推進し、オープンスペースの確保やみどりの保全・育成をすすめることとされている。各地域のまちづくり方針「安全・安心」においては、広域避難場所としての機能確保を図るために周辺の防災性の向上を図ると同時に、よりよい住環境の形成を目指し総合的に整備をすすめることとしており、「水とみどりの環境・景観」においては、みどりの保全・育成を図るとともに、みどりに囲まれたうるおいのある住環境を形成することとしている。

「中野区みどりの基本計画（平成31年1月改定）」においては、公園緑地等のみどり空間を確保していく必要があるとされている。本計画地は、みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる施策のうち、防災機能を有する公園の整備に位置づけられていると同時に、平和の森公園の拡張・再整備による公園機能の充実、みどりの拠点の有効活用が求められている。

こうしたことから、防災機能・みどりの拠点等の機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するため、中野公園に隣接する新井三丁目地内における約0.2ヘクタールの区域について中野公園の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園
都市計画原案説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

1 都市計画について

No.	意見・質問	区の見解
1	中野区都市計画審議会とは何なのか。	中野区都市計画審議会は学識者・区民委員・議員等で構成され、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する附属機関である。
2	都市計画は区が決めるのか。	区が中野区都市計画審議会への諮問、答申を経て決定する。
3	東京都の関与はあるのか。	都市計画決定にあたっては、都市計画法に基づき東京都知事に協議を行っている。
4	旧中野刑務所正門は老朽化しているが、防災機能を目的とする都市計画と整合するのか。	整備の主目的は防災機能としてのオープンスペースの確保であり、主に広場等を整備していくものである。なお、旧中野刑務所正門は都市公園法の教養施設として位置づけられており、区として安全性を確認しているため、都市計画上は問題ないと考えている。

2 整備について

No.	意見・質問	区の見解
1	住宅が隣接しており、防犯上フェンスを設置してほしい。	道路側・既存公園側は極力フェンスを設けず出入りしやすい構造とする。隣接住宅側のみ防犯上フェンスを設置する。高さ・構造は個別に意見を伺い調整する。
2	公園が避難場所となるなら、フェンスが高すぎると整備内容に合わないのではないのか。	
3	建物は旧中野刑務所正門以外に建てられないのか。	
		保存区域内は文化財保護のため建築物等の設置は出来ない。なお、整備区域内にはベンチ・パーゴラ等の軽微な施設を設置していく。

3 その他

No.	意見・質問	区の見解
1	工事を行っている敷地内の状況を教えてほしい。	現在は旧中野刑務所正門に係る工事中であり、更地となっている。

2	刑務所正門に対し良くない印象があるため、植栽等で景観に配慮してほしい。	公園内には樹木・低木等の植栽を計画し、景観に配慮する。
3	拡張区域と既存公園の間にある東京都下水道局の管理通路は、通学路としても利用されていたが今後も通行可能か。	管理通路は下水道局敷地であり道路ではないが、これまでと同様に利用できるよう、下水道局と協議を継続していく。
4	区画道路第2号は車両の通行が出来るようになるのか。	区画道路第2号は幅員6mで整備されるが、一般車両通行が可能となるかは、今後の通行規制に関する検討による。
5	平和の森小学校跡地は将来的に公園になる可能性があるのか。	中野区区有施設整備計画において、平和の森小学校跡地は「複合交流拠点」の整備を予定しており、現状のところでは公園を整備する予定はない。
6	旧中野刑務所正門に屋根等を設置するのか。また、落書き対策などを行うのか。	現時点で旧中野刑務所正門を屋根等で囲うことは計画していない。落書き等の防犯対策としては、防犯カメラを設置し、文化財として適切に管理する。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。

意見の要旨及び区の見解

No.	意見・質問	区の見解
1	平和の森公園の拡張計画に賛成します。 その上で、ストリートバスケットボールができるハーフコートの整備を要望します。 中野区には自由に利用できる屋外バスケットボールコートが少なく、子どもや若者等が気軽に楽しめる環境が十分とは言えません。 また、バスケットボールの人気の高まる中、野外コートは運動機会の創出や健康増進、交流の場としても活用が期待できます。 平和の森公園の拡張は、スポーツ・レクリエーション環境を整備する貴重な機会なので、緑や防災機能だけでなく、日常的にスポーツを楽しむ整備の検討をお願いします。	本計画地には、区指定有形文化財「旧豊多摩監獄表門」があり、「旧中野刑務所正門保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という）において、保存および活用に取り組んでいる。この保存活用計画において、旧中野刑務所正門の周辺を保存公開に必要な範囲として、保存区域が定められているため、正門の観賞に支障をきたさないように舗装整備等を想定している。 また、保存区域を除いた範囲においては、都市公園として必要な植栽や休養施設などの整備を想定している。こうした中、本計画地においてバスケットボールができるハーフコートを整備することは難しいと考える。